

給与支払報告書(個人別明細書)の記載要領

平成31年度給与支払報告書の提出期限は、**平成31年1月31日(木)**です。

氏名、フリガナ、生年月日、**個人番号**、法人番号欄には、正確な情報を忘れず記載してください。
(※住所欄には、原則、平成31年1月1日時点での市区町村に登録している住所を記載してください。)

控除した配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を忘れずに記載してください。

控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。

氏名の後ろに括弧書き区分を記載してください。

- ・16歳未満扶養→氏名(年少)
- ・非居住者→氏名(非居住)
- ・同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者に該当。→氏名(同配)

他社(前職分)で支払われた給与等を含んでいる場合は、その内容を記載してください。

例：支払者：(株)マシコット製作所
 益子町大字益子3667番地3
支払金額：200,000円 源泉徴収額2,000円
社会保険料：52,000円 平成30年3月31日退職

※普通徴収への切替をする場合は、切替理由書をもとに切替理由書の略号(例：普F)を記入してください。

【年齢要件】

- ・年少扶養(16歳未満の扶養者)
平成15年1月2日～平成30年12月31日生まれの方
- ・特定扶養
平成8年1月2日～平成12年1月1日生まれの方
- ・老人控除対象配偶者/老人扶養
昭和24年1月1日以前生まれの方
- ・一般扶養
昭和24年1月2日～平成8年1月1日生まれの方
平成12年1月2日～平成15年1月1日生まれの方

※注意点

配偶者控除及び配偶者特別控除について、夫婦それぞれの合計所得に応じて控除を受けられる範囲や控除額などが見直されました。また、これまで控除対象配偶者とされていた合計所得金額が38万円以下の方の定義が下記とおり変更になりました。
同一生計配偶者…納税義務者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が38万円以下の人。
控除対象配偶者…同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者。
源泉控除対象配偶者…納税義務者(合計所得金額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額85万円以下の人。

詳しい記載方法や改正事項の確認については、国税庁ホームページをご覧ください。

給与の支払を受ける方の個人番号を記載します。
※給与の支払を受ける方に交付する源泉徴収票には、個人番号は記載しません。

【有】欄…主たる給与等において、年末調整の適用を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときは「○」を付してください。年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」を付してください。
【従有】欄…従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合には「○」を付してください。
【老人】欄…控除対象配偶者(年末調整の適用を受けていない場合は源泉控除対象配偶者)が老人控除対象配偶者である場合に「○」を付してください。

控除対象扶養親族の数には、それぞれ該当する人数を記載してください。
※左下の【年齢要件】を参考にしてください。

生命保険料や個人年金保険料等の支払金額を必ず記載してください。
(支払金額から計算した控除額ではありません。)

5人目以降の控除対象扶養親族、5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号を記載してください。

※摘要欄に記載した方と対応関係がわかるように、括弧書き数字を付してください。

配偶者控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ、及び個人番号を記載してください。
非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記載してください。

支払をする方の個人番号又は法人番号を記載してください。
個人番号を記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。

(記載例)

区分	受給者番号	12345-678910			
住所又は届出する者	個人番号	987654321012			
氏名	氏名(フリガナ)	代表取締役社長 マシコ タロウ			
氏名	氏名	益子 太郎			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額	
給料・賞与	6,847,500	4,962,750	4,569,846	0	
源泉控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の有無	控除対象扶養親族の数の有無等	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く)	非居住者である親族の数
有	○	1	1	4	2
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額		
909,846	120,000	50,000	19,600		
(摘要) (1) 益子五郎(非居住)					
普F 平成31年3月31日退職予定					
生命保険料の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	180,000	100,000	90,000	360,000	180,000
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除適用期間	居住開始年月日(1回目)	居住開始年月日(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)
	2	23	10	位	11,500,000
	205,000	26	8	増(特)	9,000,000
配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	前職期間有保険料の金額			
450,000	176,460	19,600			
控除対象扶養親族	氏名	区分	16歳未満の扶養親族	5人目以降の控除対象扶養親族	
1	マシコ イナロウ	区	1	マシコ ロウロウ	
	益子 一郎	分		益子 六郎	
	個人番号			個人番号	
	222222222222			777777777777	
2	マシコ シロウ	区	2		
	益子 二郎	分			
	個人番号				
	333333333333				
3	マシコ サブロウ	区	3		
	益子 三郎	分			
	個人番号				
	444444444444				
4	マシコ シロウ	区	4		
	益子 四郎	分			
	個人番号				
	555555555555				
中途就・退職	受給者生年月日				
			30	45 8 11	
支払者	個人番号又は法人番号	1234567890123 (支払者の法人番号13桁、個人事業主の場合は個人番号12桁を記載してください。)			
	住所(住所)又は所在地	栃木県芳賀郡益子町大字益子2030番地			
	氏名又は名称	株式会社 マシコット運輸 (電話) 0285-72-2111			

給与支払報告書(個人別明細書)

(市区町村提出用)